

## 八千代市学童保育事業委託提案評価方法

### 1 選定の方法

八千代市学童保育事業委託事業者選定委員会委員 6 名が，参加事業者から内容及び価格の提案を受け，総合的に評価し，優先交渉権者を選定する。

参加者が 1 者（社）であっても，プレゼンテーションを実施する。なお，各委員の採点の合計が 504 点を下回る場合は，受託候補者とししない。

### 2 採点の方法

#### (1) 手順

- ア 事業者に対し，八千代市学童保育事業委託共通仕様書及び特記仕様書に基づく企画提案書の提出を求める。
- イ 各委員が企画提案書等の書類審査
- ウ 各委員がプレゼンテーション後に採点
- エ 各委員の採点を合計する。

#### (2) 配点

別表「八千代市学童保育事業委託評価基準」のとおり。満点 140 点，合計 840 点とする。

#### (3) 採点

##### ア 内容点の採点

別表「八千代市学童保育事業委託評価基準」に記載のとおり，評価項目，評価内容，配点を設定する。採点は次のとおり行う。

判断基準	採点
創意工夫があり，特に優れた内容である。	配点×1.0
優れた内容である。	配点×0.8
平均的な内容である。	配点×0.6
仕様は満たしているが，内容に乏しい。	配点×0.4
提案ができていない。かなり劣っている。	配点×0.2

##### イ 価格点の採点

最低提案価格を 10 点満点とし，以下は契約上限額との価格差に応じ

て傾斜配分とする。(小数点以下は切捨てとする。)

・ 価格点 = 10 点 × (参加業者中最低提案価格 / 当該業者提案価格)

### 3 最優先交渉権者の決定

#### (1) 契約候補者

合計した得点が 504 点以上の提案者を契約候補者とする。

#### (2) 優先交渉権者

合計した得点の最も高い契約候補者を優先交渉権者とする。なお、同点の場合は内容点の合計が高い者を、それでもなお同点の場合は提案価格の低い者を上位者とする。提案価格も同額の場合は、各委員で協議する。